

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅 (中央 3-13-5)

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯	
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00	
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)			
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00	
◇不動産相談	毎月第3水曜		
◎障害児者相談	毎月第3木曜		
保険・年金相談	毎月第4水曜		
◎女性相談	毎月第4金曜		
*法律相談	毎月第2金曜		10:00～16:00

◇4・6・9・11月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料ででの相談は一人1回です。

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二

(忠海中町) ☎ 26-0607

地域包括支援センター

相談内容	曜日	時間
高齢者 総合相談	月～金	8:30～17:30 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族 相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅 (中央 3-13-5)

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 たけはらふれあい館

(中央二丁目 4-3) 9時～18時

※1/4(金)は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

出張年金相談日

日時 1月9日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

特設登記・人権相談所

日時 1月17日(木) 10時～12時、13時～15時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

なりすまし詐欺に注意!

最近、息子を名乗って「取引先への振込みをミスした。」などと騙し、お金を振り込ませようとする「なりすまし詐欺」が多発しています。被害に遭わないために、次のことに気をつけましょう。

- ①「風邪をひいて声がおかしい」「電話番号が変わった」という電話は詐欺です。
- ②普段から親子で連絡を取り合ひましょう。
- ③電話で話す際の「合い言葉」を決めておきましょう。
- ④すぐに振り込まず、家族や警察に相談しましょう。

問い合わせ

まちづくり推進課生活環境係 ☎ 22-7734

竹原警察署 ☎ 22-0110

消費生活講演会

クリーニングの専門家を講師に招き、衣類の手入れなどについて講演を行います。

講演終了後、竹原市消費生活相談室から「消費生活ミニ講座」も開催します。

日時 2月7日(木) 13時30分～

場所 勤労青少年ホーム3階 ※入場無料

問い合わせ 産業振興課商工振興係 ☎ 22-7745

消費生活相談室便り

～食品、生鮮品のクーリングオフ～

相談内容

旅先でカニを購入した業者と名乗るところから「カニを買わないか。今なら2万円のところを1万5千円にする」と電話があり、安いように思えたので申し込んだ。しかし、届いたカニは痩せていて質が悪く、食べる部分がほとんどない品物だった。電話で返品を申し出たが「キャンセルできない」と怒鳴られてしまった。まだ開封しただけで手をつけていないが、解約は難しいのだろうか。

アドバイス

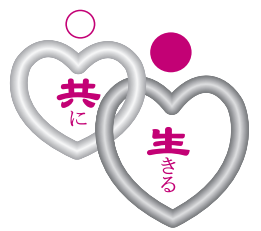
カニに限らず、昆布やみかん、まぐろ、みそなどの生鮮品や食品を業者からの電話や強引な訪問で勧められるままに購入してしまうことがあります。

このようなトラブルには「購入した物の質が悪い、傷んでいる」「値段をはっきり言わない」「商品が高価で大量」「販売者の連絡先が分からない」という苦情も聞かれます。

こういった訪問販売や電話勧誘販売で購入した生鮮品や食品も状況によってクーリングオフが可能です。また、3,000円未満の商品はクーリングオフできないため、購入の際は慎重に対応しましょう。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、

消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



多文化共生の

地域づくり

多文化共生ってなんだろう

みなさんは、「多文化共生」という言葉をご存知ですか？

「多文化共生」とは、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていこうとする考え方です。

日本は、今、人口減少が進み、少子高齢社会を迎えています。また、経済のグローバル化により、人の国際移動が更に活発化しています。

外国人のみなさんを含めたすべての人が、地域や職場などのいろいろな場所で、能力を最大限に発揮できる社会づくりが求められています。

地域に住む外国人

現在、本市には12か国、約2000人の外国人のみなさんが、各地域で生活しています。就労や結婚などで定住している人、勉強や仕事のために一時的に滞在している人など、目的は様々です。



▲ 11月に行われた国際交流会の様子

しかし、地域や職場などにおいては、日本語によるコミュニケーションが難しい場合もあります。また、文化や習慣のちがいが、日本の制度やルールの壁から、地域から孤立したり、誤解を招いたりするケースが生じるなど、外国人の努力だけでは難しい面もあります。

一方で、日本人の側にも、外国人が起こした一つの事件をきっかけに、すべての外国人に対して偏った見方をする人も少なくありません。

この問題は、外国人、日本人の双方が、相手の気持ちを考え、理解し合おうとするコミュニケーション不足や歴史的問題、言語・宗教・習慣・文化などのちがいとあいまって、外国人に対する偏見や差別意識の存在が影響していると思われる。

互いを認めあう地域づくり

市では、問題の解決に向けて、多様性を認めあう人権意識を育てる教育・啓発活動を進めています。

市からの情報が、市内で生活する外国人のみなさんにも円滑に伝わるよう、多言語による情報提供を行っています。また、竹原市国際交流協会では、地域で生活する外国人のみなさんとの交流を通じて、それぞれの国の文化や慣習を学び、お互いの理解を深めるため、世界各国の料理を紹介し、参加者と一緒に試食する「竹原国際料理教室」などを実施しています。

「住みやすいまち」とは、民族や国籍が異なっているけれども、同じ地域、時代を共に生きる仲間として互いに認めあいながら生活できる「まち」なのではないでしょうか。

男女共同参画ってなあに？

「たけはら男女共同参画社会づくり講座」は、「参加型人権教育の場」です。

私たち一人ひとりの意識の中に長年すり込まれた、「女だから、男だから、母親だから、父親だから、こうあるべき」などといった固定観念は、時に性別による差別を生むと気づかされます。

今年度も、「ともに輝くあした創り」をテーマに、講座を開講します。みなさんも、大切な「人権」について、学んでみませんか？

問い合わせ

たけはら男女共同参画社会づくり実行委員会（人権推進室内）
☎ 22-7736



広がる人権の花

11月、市内の小学1年生を対象に、命の大切さや思いやりを学んでもらおうと、人権擁護委員と法務局職員が「人権の花」（ヒヤシンス）の配布や紙芝居などを行いました。

みなさんは、生活の中で、人を思いやることができていますか。

